

## 松島町有料広告等掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、松島町有料広告等掲載要綱（平成24年松島町告示第10号）第3条第2項に規定する広告に関する基準として定めるものであり、広告掲載に係る可否の審査は、この基準に基づき行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 町が管理する広告媒体に掲載又は掲出する広告は、住民生活を保護する観点から、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を保てるものでなければならない。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告を掲出するに当たっては、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号）の規定を遵守しなければならない。

2 屋外広告の内容及びデザインについては、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。この場合において、掲出する屋外広告は、設置する地域のルールや慣習により形成されてきた景観や文化に配慮し、地域の景観に貢献するようなものであることが望ましい。

(広告媒体ごとの基準)

第4条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

(広告を掲載しない業種又は事業者)

第5条 次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載又は掲出しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種

(2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種

(3) たばこに関するもの

(4) ギャンブルに係るもの

(5) 商品先物取引に関するもの

(6) 社会問題を起こしている業種や事業者

(7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設

(8) 興信所及び探偵事務所等

(9) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の事業者

(10) 各種法令に違反しているもの

(11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(12) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの

(13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する

る法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

(14) 町の指名停止措置を受けているもの

(15) 前各号に掲げるもののほか、町有資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(掲載内容の規制)

第6条 次に掲げる内容の広告は、広告媒体に掲載しない。

(1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第4条第1項各号に規定する表示に該当すると認められる広告

(2) 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、又は著作権等を侵害するおそれのある広告

(3) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれがある広告

(4) 青少年の保護又は健全な育成に悪影響を及ぼすおそれがある広告

(5) 特定の事業者に不利益を与える広告

(6) 投機又は射幸心を著しくあおる広告

(7) 責任の所在及び内容が不明確な広告

(8) 名誉き損、プライバシーの侵害等のおそれがある広告

(9) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのある広告

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

第7条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、都市の美観風致を損なうおそれがあるものは、掲出しない。

(1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの

(2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの

(3) 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの

(4) 景観と著しく違和感があるもの

(5) 意味なく身体の一部を強調するようなもの

(6) 著しくデザイン性の劣るもの

(7) 意味が不明なものなど、公衆に不快感を与えるおそれがあるもの

(8) 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの

(9) 地区計画、まちづくり協議指針、その他まちづくり又は都市整備のルールにおいて景観形成の目標が定められている場合、その目標に沿った貢献が認められないもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第8条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発するなど、交通の安全を阻害するおそれのある広告は、掲出しない。

(1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの

(2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの

(ウェブページに関する基準)

第9条 町のウェブページへの広告に関しては、ウェブページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているウェブページの内容についてもこの基準を適用する。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年2月22日から施行する。